

## 阿蘇市飼料高騰等物価高騰緊急支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた畜産経営体に対し、経営継続を支援するため、予算の範囲内で阿蘇市飼料高騰等物価高騰緊急支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、阿蘇市農林水産業振興補助金等交付要綱(令和5年阿蘇市告示第88号)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### (交付対象者)

第2条 この補助金の交付対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 市内に住所を有する畜産経営体(以下「個人」という。)

イ 本市に事業所又は農場を所有する個人及び法人(以下「法人等」という。)

(2) 令和7年12月31日時点で畜産物の生産販売を目的として家畜を飼養する個人及び法人等であること。

(3) 阿蘇市暴力団排除条例(平成23年阿蘇市条例第14号)第2条第1号及び第2号に該当しないこと。

2 組合組織に加入している個人及び法人等においては、当該組織を1つの経営体とみなし、代表者1人を交付対象者とする。

3 家族経営や共同経営等の複数人による営農形態である場合は、代表者1人を定め、交付対象者とする。

4 市内に複数の事業所又は農場を有している法人等においては、当該法人等を1つの経営体とみなし、代表者1人を交付対象者とする。

### (補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表1の左欄に掲げる畜種に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額に飼養数を乗じて得た額を合計した額とし、上限額は20万円とする。

2 前項の飼養数は、令和7年2月1日現在の熊本県畜産統計調査の数とする。ただし、同調査で飼養数が確認できない交付対象者にあたっては、販売金額等により飼養数を確認するものとする。

### (交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、阿蘇市飼料高騰等物価高騰緊急支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 前条第2項に規定する畜種の飼養数または販売金額等が分かる書類の写し
- (2) その他市長が必要と認めるもの

### (交付決定等)

第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、当該内容について審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定し、阿蘇市飼料高騰等物価高騰緊急支援事業補助金交付決定及び確定通知書(様式第2号)により、交付対象者に速やかに通知する。

(補助金の請求)

第6条 補助金の請求をしようとする者は、阿蘇市飼料高騰等物価高騰緊急支援事業補助金請求書(様式第3号)を、市長に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し及び返還)

第7条 市長は、交付の決定を受けた者が偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたことが明らかになったときは、当該交付決定を取り消し、既に補助金が交付されているときは、直ちにその返還を命ずるものとする。

2 市長は、前項の規定による交付決定の取り消しを行った場合は、その旨を阿蘇市飼料高騰等物価高騰緊急支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表 1

畜種	補助金の額
乳用牛	1頭当たり 1万円（上限 20万円）
肉用牛繁殖（月齢 18カ月未満）	1頭当たり 1万円（上限 20万円）
肉用牛繁殖（月齢 18カ月以上）	1頭当たり 1万5千円（上限 20万円）
肉用牛（肥育）	1頭当たり 2万円（上限 20万円）
農用馬	1頭当たり 1万円（上限 20万円）
養豚	1頭当たり 2,000円（上限 20万円）
養鶏	1羽当たり 100円（上限 20万円）

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

阿蘇市長

様

住 所

団体名

代表者氏名

阿蘇市飼料高騰等物価高騰緊急支援事業補助金交付申請書

阿蘇市飼料高騰等物価高騰緊急支援事業補助金交付要綱第4条の規定により、必要書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 円

2 補助金の算定基礎

家畜の種類	飼養頭羽数	1頭羽当たりの交付額	交付申請額 (上限20万円)
乳用牛	頭	10,000円	円
肉用牛繁殖（月齢18カ月未満）	頭	10,000円	円
肉用牛繁殖（月齢18カ月以上）	頭	15,000円	円
肉用牛（肥育）	頭	20,000円	円
農用馬	頭	10,000円	円
養豚	頭	2,000円	円
養鶏	羽	100円	円

3 添付書類

- (1) 令和7年2月1日現在の飼養頭数が確認できる書類又は販売金額が分かる書類等
- (2) その他市長が必要と認めるもの

様式第2号(第5条関係)

指 令 番 号

年 月 日

住所

申請者 団体名

代表者氏名

様

阿蘇市長

印

阿蘇市飼料高騰等物価高騰緊急支援事業補助金交付決定及び確定通知書

年 月 日 付けて交付申請のあった阿蘇市飼料高騰等物価高騰緊急支援事業補助金については、阿蘇市飼料高騰等物価高騰緊急支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり補助金の交付を決定しましたので通知します。

記

1 交付決定及び確定額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 交付条件

阿蘇市農林水産業振興補助金等交付要綱並びに阿蘇市飼料高騰等物価高騰緊急支援事業補助金交付要綱の定めに従うこと。

様式第3号(第6条関係)

阿蘇市飼料高騰等物価高騰緊急支援事業補助金請求書

一金

円

ただし、 年 月 日 付け阿蘇市指令農第 号の補助金交付決定  
通知書に基づく阿蘇市飼料高騰等物価高騰緊急支援事業補助金を上記のとおり請求  
します。

年 月 日

阿蘇市長 様

住 所

団体名

代表者氏名

印

口座 振替払	金融機関名	
	支店名	
	預金種目	
	口座番号	
	口座名義	

様式第4号(第7条関係)

指 令 番 号

年 月 日

住所

申請者 団体名

代表者氏名

様

阿蘇市長

印

阿蘇市飼料高騰等物価高騰緊急支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日 付けで交付決定した阿蘇市飼料高騰等物価高騰緊急支援事業補助金について、阿蘇市飼料高騰等物価高騰緊急支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり補助金の交付決定を取り消したので、当該補助金を返還してください。

記

1 交付決定取消理由

2 交付決定及び確定額 \_\_\_\_\_ 円

3 交付決定取消額 \_\_\_\_\_ 円

4 返還額 \_\_\_\_\_ 円

5 返還期限 年 月 日